

## 許 可 申 請 手 数 料

号	申 請 内 容		手 数 料			
1	法第29条第1項の開發行為の許可申請の審査	開發行為の許可申請手数料	開發区域の面積 (ha)	自己の居住のための開發行為 (円)	自己の業務のための開發行為 (円)	非自己用のための開發行為 (円)
			0.1未満	7,900	12,000	80,000
			0.1以上 0.3 "	20,000	28,000	120,000
			0.3 " 0.6 "	40,000	60,000	180,000
			0.6 " 1.0 "	80,000	110,000	240,000
			1.0 " 3.0 "	120,000	180,000	360,000
			3.0 " 6.0 "	160,000	250,000	470,000
			6.0 " 10.0 "	200,000	310,000	600,000
10.0 "	280,000	440,000	800,000			
2	法第35条の2の開發行為の変更許可申請の審査	開發行為の変更許可申請手数料 (変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が83万円をこえるときは、その手数料の額は83万円)	(ア)開發行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)については、開發区域の面積(イに規定する変更を伴う場合)にあつては、変更前の開發区域の面積、開發区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開發区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき (アに該当)	前号規定額 × 1/10	
			(イ)新たな土地の開發区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開發区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき (アに該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10	
			(ウ)その他	設計変更の理由が新たな土地の編入に起因すると (イに該当)	増面積に応ずる前号規定額	
			(イ)新たな土地の開發区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開發区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき (ア及びイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じる前号規定額 × 1/10) + (増面積に応じる前号規定額)	
		(ウ)その他	(ア)及び(イ)以外の変更を行うこと	9,300円		

号	申 請 内 容		手 数 料	
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	42,000円	
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	24,000円	
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	
			0.1未満	6,300円
			0.1以上 0.3 "	17,000円
			0.3 " 0.6 "	35,000円
			0.6 " 1.0 "	63,000円
			1.0 "	87,000円
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	承認申請をする者の行おうとする開発行為		
		自己の居住のためのもの及び自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1 ha未満のもの	1,600円	
		自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1 ha以上のもの	2,500円	
		非自己用のもの	16,000円	
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚(A4用紙) 430円	
8	規則第60条証明の審査	規則第60条証明申請手数料	1件につき 4,000円	

## 優良宅地認定申請手数料

申 請 内 容	造成宅地面積 (ha)	手 数 料
租税特別措置法に基づく優良宅地の 認定申請の審査	0.1未満	86,000 円
	0.1以上      0.3未満	120,000 円
	0.3 "      0.6 "	180,000 円
	0.6 "      1.0 "	240,000 円
	1.0 "      3.0 "	360,000 円
	3.0 "      6.0 "	470,000 円
	6.0 "      10.0 "	600,000 円
	10.0 "	800,000 円